

墨田区内部統制基本方針

墨田区は、歴史と伝統が息づく「すみだ」らしさを大切にしながら、笑顔とにぎわいにあふれた「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」の実現に向け、「墨田区基本計画」の着実な推進に努めています。

そのためには、効率的かつ効果的な行政施策を行うとともに、内部統制機能を充実させていく必要があります。

そこで、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、内部統制基本方針を定め、内部統制の体制を整備します。

今後は、この内部統制基本方針に則った適切なリスク管理を行い、業務の適正な執行を確保することで、より区民に信頼される区政の実現を目指していきます。また、内部統制の取組等について、適宜その状況を公表します。

1 内部統制の目的及び取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行について

事業の標準化や手順の明確化を行い効率的かつ効果的な業務の遂行をすることで、業務の効率性及び有効性を確保します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保について

会計事務などの財務に関する業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、ルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守について

業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが根拠法令等を理解し、遵守した業務遂行を行うとともに、組織としてのチェック体制を強化していきます。

(4) 資産の保全について

資産の保全のため、区が保有する資産について、定期的に資産の把握及び管理を行い、効果的な利活用を推進するとともに、手続の最適化を行います。

2 内部統制の対象とする事務

(1) 地方自治法第150条第2項第1号に規定する事務

財務に関する事務

(2) 地方自治法第150条第2項第2号に規定する事務

各年度において区長が取組を指示した事務

令和2年3月12日

墨田区長

山本亨